神 経 西 第 543 号 令 和 7 年 11 月 14 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)		神戸市
		(28100)
地域名 (地域内農業集落名)		岩岡地区
		(大道星集落)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年11月14日
励識の結果を取りる	えとめりに平月日	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題
 - ・新規就農者などの農業の担い手が引き受ける農地面積よりも、後継者が不在である農地のほうが多い。
 - ・高齢化により急勾配な法面の草刈り作業が困難である。
 - 農地面積が小さく形もいびつであるため、作業効率が悪い。
 - 新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。
 - イノシシやカラス、アライグマの被害が多くなってきている。
 - 燃料や肥料などの資材費が高騰している。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - ・水稲や軟弱野菜を主要作物としつつキャベツなどの二毛作を実験的に行いながら、ブドウの生産を行う方法を 農業を担う者を含めて確立する。
 - ・ブドウ園の拡大を図るために観光ブドウ園などを展開していく。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		17.0 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積(岩岡町岩岡全体・大道星	249.9 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い 農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	・市街地エリアや水稲エリア・畑エリアなどゾーニングを計画する。				
	・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業、の名えた古典技術に対				
	業の農業への参入をすすめていく。				
	・耕作できなくなった農地を集約・集積化を図りつつ、企業の誘致を検討する。 ・獣害対策として山裾にフェンスの設置などを検討する。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	・必要に応じて検討する。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	・必要に応じて検討する。				
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	・地区内外から多様な企業を募るためのマッチングの機会を検討する。				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				
	・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。				